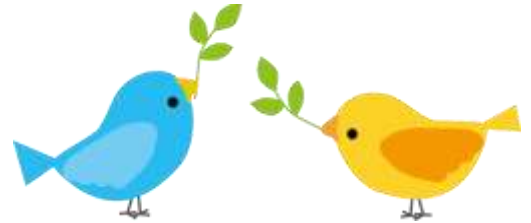


日向市「みやざき結婚サポートセンター」 等入会登録補助金のご案内

日向市は、結婚を希望する独身者の異性との出会いを促進するため、「みやざき結婚サポートセンター」等の結婚相談所に入会される市民の方の入会登録料の一部を補助します。



★ 補助金の交付対象となる方

- ・日向市に住所がある方で、平成30年4月1日以降に「みやざき結婚サポートセンター」等の結婚相談所に会員登録を行う独身者
 - ・市税等を滞納していない方
 - ・暴力団関係者に該当しない方
- ※補助金を交付することができる結婚相談所には要件がありますので、日向市「みやざき結婚サポートセンター」等入会登録補助金交付要綱でご確認ください。

★ 補助額

1人あたり5,000円上限(補助率:入会登録料から消費税を差し引いた額の1/2)

★ 補助金の流れ

(1) 申請者は、会員登録の日以後1年以内に次の書類を提出してください。

- ①日向市「みやざき結婚サポートセンター」等入会登録補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ②入会登録料の領収書又はそれに代わるものとして市長が認めたもの
- ③「みやざき結婚サポートセンター」等への登録手続きが終わったことを証明する書類の写し
- ④現住所が記載された証明書の写し(運転免許証又は健康保険証の写しなど)
- ⑤市税等に滞納がないことを証する書類又は完納確認同意書(様式第2号)
- ⑥誓約書(様式第3号)

※補助金の交付申請ができる回数は、お一人1回限りです。

(2) (1)で提出された書類を市が審査した結果、適当と認めた場合は、補助金の交付決定を通知します。

(3) 申請者は(2)の交付決定通知書を受理されたら、日向市「みやざきサポートセンター」等入会登録補助金請求書(様式第5号)により、補助金を請求してください。

(4) (3)で提出された請求書を市が確認後、補助金を口座振り込み払いにて交付します。



【お問合せ先】

日向市総合政策部・総合政策課・政策推進係

Tel : 0982-52-2111 (内線2214)

Fax : 0982-52-1455

メール : sougou@hyugacity.jp